

平成16年度第2回教育相談機関担当者会議が8月30日に開催されました。会議では、基調講演の後、テーマ別の分科会で教育相談に関する今日的課題についての研究を行いました。

基調講演要旨 「子どものトラウマ-事件の周辺の子どものケア-」 武蔵野大学教授 小西聖子先生

子どもを巡るさまざまな事件や事故が起こっています。その強烈な体験は「トラウマ」となります。トラウマとは、対処不能事態に陥り、状況が落ち着いてきても具合の悪い状態が続き、これまで安全と思われていたものが安全でないと思えるといった世界観の変容をもたらす状況を言います。

絶対的な弱者である子どもは心理的な傷つきの度合いが深く、PTSD(心的外傷後ストレス障害)状況に陥りやすいと考えられます。PTSDとは、トラウマとなる出来事が起きたとき、後々まで残るさまざまな症状を言います。子どもの場合には、退行、不眠、感情が不安定、集中力の低下、成績低下、不登校等の形で現れます。また、子どもは発達途上で感情が未分化なため、恐怖や不安に圧倒され、

より深刻な事態を生じることにもなります。

このような子どもに対してケアを行うときに最も重要なことは、大人が安全、安心感を体現する存在となることです。まず、ゆっくり身体を休めることから始めます。それから、起こったことを人に話すことによって自己統制力を、次いで安定した対人関係を、そして自己効力感を獲得していけるようにかかわっていくのが、ケアの原則です。<心のケア>を行わないで、日常性が回復されることはありません。

大きな事件や大災害が起きると、教師も同様に混乱した状況に置かれます。日頃から「学校危機」に関するマニュアルに精通し、シミュレーションをするなど、準備をしておくことが求められます。



東京都教育相談センターでは、事件・事故後の学校への緊急支援を行っています!

事件・事故等が起きた後には、小西先生の講演にもあるように、児童・生徒、保護者等の二次的な被害を防止し、PTSDを予防するように努めることが重要です。

当センターでは、学校や教育委員会からの要請に応じて、先生方と共に緊急対応の計画を立て「児童・生徒の心のケア」「教職員の相談」「保護者の相談」等の支援を行います。このようなケアによって、学校が落ち着きを取り戻すことができたという評価をいただいております。

詳しくは、当センターの「生命にかかわる事故後の心のケア-学校の危機対応と緊急支援の在り方」(平成16年5月発行)をご参照ください。

アドバイザースタッフ派遣事業

幼児・児童・生徒にかかわるいじめ、不登校及び集団不適応の問題解決のため、アドバイザースタッフ(専門家、学生等)を派遣します。

(1) 専門家スタッフの派遣 <学校(園)への派遣>

- 幼児・児童・生徒に対する観察や面接を行い、理解や対応について教職員・保護者に助言します。
- 事例検討会等で生活指導上の課題や、特定の幼児・児童・生徒の行動について、助言します。学年毎の少人数の事例検討会でも派遣可能です。

(2) 学生等スタッフの派遣

<学校(園)または家庭への派遣>

- 不登校傾向で別室登校の幼児・児童・生徒、集団に適應できない生徒(都立学校)に対し、学生等スタッフが、話し相手、遊び相手として、別室で1対1でかかわります。週に1回2時間程度、決まった曜日に派遣します。

明日への道しるべ  
第2回進路相談会  
~学校に行っていない子どもたちのために~

- ☆ これからの進路選択のヒントが見つかります。
- ☆ 新しいタイプの都立高校の話が聞けます。
- ☆ 個別進路相談で一人一人に合わせた情報が得られます。

<日時・場所>

平成16年11月13日(土) 東京都多摩教育センター  
平成16年11月20日(土) 東京都教育相談センター



詳しくは、東京都教育相談センターホームページ(<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>)をご覧ください。電話(03-3493-8008)でお問い合わせください。

広報 すこやかさん 第11号  
東京都教育相談センター 〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14  
TEL03(3493)1983 FAX03(3493)2293  
<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>

特別な教育的支援が必要な~子を親を みとめ、ねぎらい、ささえること

東京都教育相談センター 所長 池田 敬史

昭和22年に現在の学校教育法ができ、教育基本法と合わせて戦後の日本の教育の道筋が示されました。これにより我が国は「普通教育」と「特殊教育」の二極化を歩むこととなります。都道府県には盲・ろう・養護学校の設置義務が課せられ、特殊学級の設置も謳われました。このため、養護学校や学級を設置することにより、「学校に行けない障害児をなくすこと」が学校教育の大きな課題となりました。この課題は昭和54年(1979年)の「養護学校教育の義務制(東京都は昭和49年に希望者全員就学を実施)」により達成されました。しかし、この頃から世界の潮流は「障害のある子もいない子も同じ環境で教育を!」という、その後の「インクルージョン教育」に向かって進み始めていました。

平成2年、ある新聞社主催のシンポジウムをきっかけに「LD(学習障害)児親の会」が結成され、LD児に対する関心が急速に高まり、教育界の大きな課題にもなりました。

東京都も国に先駆けて研究を開始し、現在に至るまで理解啓発のためのリーフレットや指導資料集を作成・配布したり研修会を開催したりしてきました。この子どもたちは、いわゆる「就学時健康診断」では問題なしと判断され、普通教育の場に就学しますが、次第に学校生活や教科学習などにおいて、様々に不都合や不適応の状態が生じます。ところが、担任もそれが「発達障害」によるものとの判断がつき難いために躰や生活習慣など育て方の問題といった誤解を生んできました。このため本人はも

ちろん、保護者も自信や自己肯定感を持ってない状況が現れました。その後、ADHD(注意欠陥/多動性障害)や高機能自閉症などの子どもたちも同様の困難を抱えていることが分かってきました。

現在進められている特別支援教育は、ノーマライゼーションの国際的な進展を踏まえて平成14年に閣議決定された「障害者基本計画」に基づくものです。普通教育の場において、特別な教育的な手立てが十分でなかった子どもたちをこれまでの特殊教育の成果を生かし支援しようというものです。

普通教育にあつては、不登校やいじめ、家庭内の様々な問題など、これまで教育的支援を必要とする子どもたちはいました。今、認知やコミュニケーション、人との関係において困難さや違和感を感じ悩んでいる子どもたちへの特別な教育的支援を新たな機能として確立することが求められています。そして、それは、学校の教育相談機能を質量共に充実していくことであると考えます。

困難さを持つ子どもたちとその保護者のこれまでの努力を尊重しねぎらい、困難さの原因を見立て、そして、適切な支援を考えたいと思います。そのために学校は、盲・ろう・養護学校、教育相談、児童福祉、精神保健などの支援機関を有効に活用し、この子どもたちへの支援の輪を広げていくことが大切だと思います。



東京都教育相談センター案内

総合受付電話番号 03(3493)8008

- 電話相談/平日 午前9時から午後9時まで  
土・日・祝日 午前9時から午後5時まで(年末年始等を除く)

\* 高校進級・進路・就学相談は、平日も午後5時までです。  
\* 上記以外及び休館日は、留守番電話及び電子メールにより対応しています。  
メール相談は、ホームページ<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>から、お入りください。

- 来所相談/午前9時から午後5時まで(平日)

\* 電話でお申し込みください。  
\* 立川出張相談室(立川市錦町6-3-1)においても応じています。



所在地/〒153-8939 東京都目黒区目黒1-1-14



# 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒についての相談



LD、ADHD、高機能自閉症などにかかわる相談が、当センターにもたくさん寄せられています。これらの子どもへの支援は、つまずきや困難さを理解し、その子どもに応じた方法で行っていくことが必要です。そのためには、学校と家庭、学校全体で共通理解を深め、協力・連携していくことが重要です。当センターでは、様々な形で学校や家庭からの相談を受けていますので、気軽にご連絡ください。

相談や問い合わせは、下記にお電話ください。

## 03-3493-8008

<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>

関係機関のリストが当センターのホームページにあります。参考にしてください。

## 《事例1》小学校3年生



### 〈保護者からの電話での相談〉

授業中、立ち歩いたり、教室から出て行ってしまったり、すぐにカッとなって友達を叩いたりします。担任の先生とも相談して、医療機関を受診し、ADHDという診断を受けました。でも、家でいくら叱っても言うことを聞かないし…。私自身も疲れてしまい、親としてどう接したらいいのか分からず困っています。

親子で当センターに来所し、一緒に子どもの状態を把握しながら、対応を考えていくことを勧めた。

## 来所相談

### 〈保護者との相談〉

保護者のこれまでの子育ての苦労や工夫を受け止めることから相談は始まった。さらに、困った行動や生育歴などを丁寧に聞き取り、子どもの状態を把握した。また、保護者の理解を得た上で、医療機関と連携し、診断について説明を受けた。そして、当センターで行った心理検査の結果と併せて、保護者に子どもの状態について説明した。

しつじけに問題があったのかと自責の念にかられていた保護者は、面接を重ねる中で、子どもの行動を冷静にとらえることができるようになり、子どもへのかかわり方を前向きに工夫できるようになっていった。

### 〈子どもの状態の把握〉

心理検査と行動観察を行った。その結果、視覚的補助手段がないと注意がそれやすいこと、検査者が示した発問や図の一部分に衝動的に反応するためミスが多いことなど、不注意と衝動性の傾向が目立った。また、トラブルの多さから、自己肯定感が低下し、気力をなくしたり反抗的になったりしていることがうかがわれた。

### 〈ADHD等のペアレント・トレーニングへの参加〉

ペアレント・トレーニングとは、ADHD等の子どもをもつ保護者を対象とした子どもへのかかわり方を学ぶグループ学習会である。

全10回のプログラムを通して、子どもの**行動に着目し**、適切な行動を増やすための**肯定的な注目(ほめる)**の与え方を練習しながら学ぶとともに、子どもの行動を変える具体的な方法や効果的な指示の出し方を学んでいく。これらの学習を通し、保護者が子どもとのよりよい関係を築き、子どもも保護者も自信を回復することを目指している。



### 〈保護者の感想〉

子どもの行動に**肯定的な注目(ほめる)**ができるようになり、子どもの適切な行動が増えました。そのおかげで、叱ることが減り、子どもの表情がよくなりました。また、自分自身も子育てに対して少し自信をもつことができました。

### 〈子どもとの相談〉

自己肯定感を高めるために遊戯療法を行った。受け止められ、認められる経験の中で、前向きにいろいろなことに取り組めるようになっていった。

保護者の理解を得た上で、相談担当者が学校を訪問した。学校での子どもの様子を把握するとともに、担任と協議した。

ペアレント・トレーニングの内容を担当も学んだことにより、担任も、子どもの適切な行動に肯定的な注目を与えることや効果的な指示を出すことができるようになった。また、保護者と担任が、子どもの目標とする行動について具体的に話し合えるようになり、連携が深まった。

→どういった行動をすれば肯定的な注目をされるのか、子ども自身にも明確になっていき、学校でも適切な行動が増えていった。

## 《事例2》中学校1年生

\*事例は、いくつかの実践から再構成したものです。

### 〈担任からの電話での相談〉

学習予定が急に変わったり、いつもと違う環境での活動になったりすると、大声で騒ぐなど情緒が不安定になります。また、友達の嫌がることを言い続けたり、逆に友達のちょっとしたからかいにひどく怒ったりするので、対応に苦慮しています。保護者は、医療機関や相談機関に行くことをためらっています。スクールカウンセラーも一生懸命かかわってくださっているのですが、さらに専門性の高い方に相談したいとおっしゃっています。

学校に発達障害に詳しい専門家アドバイザースタッフを派遣できることを伝えた。その後、校長から要請があり、派遣することになった。



### 専門家アドバイザースタッフの派遣

専門家アドバイザースタッフが子どもの行動観察を行い、その後、管理職、学年主任、担任、スクールカウンセラーと協議し、学校でのかかわり方について具体的に助言した。また、保護者との相談の進め方や保護者を相談機関につなげるためのかかわり方についても助言を行った。

担任が保護者と丁寧に対応していく中で、保護者が当センターに来所する気持ちになった。

## 来所相談

### 〈保護者との相談〉

これまでの様子や生育歴を丁寧に聞くことを通して、子どもの状態を把握するとともに、保護者のこれまでの苦労や不安を受け止めていった。その後、心理検査の結果を用いて、子どもの状態の説明を行った。対人関係がうまくいかないことやこだわりが強いことは子どもの特性から起こっていたことを保護者が理解し、子どもへのかかわり方についての工夫が考えられるようになっていった。

### 〈子どもの状態の把握〉

心理検査などを行った結果、認知に偏りがあることやコミュニケーションに苦手さがあることが分かった。

### 〈子どもとの相談〉

コミュニケーションスキル(ルールを守る、場面や状況に関係ない発言をしない等)が身に付けられるようなやりとりを、活動の中に取り入れながら相談を進めた。

## 連携

### 〈医療機関への受診〉

相談を進める中で、保護者は医療機関への受診の必要性を感じ、医療機関紹介の要望が保護者から出された。受診の結果、高機能自閉症と診断された。

子どもの状態の理解が深まってきたところで、保護者の理解を得て、相談担当者が、学校を訪問した。

### 学校との連携(相談担当者の学校訪問)

相談担当者が集団の中での子どもの行動の特徴を把握した。そして、担任や管理職と話し合いの場をもち、子どもの特性について説明するとともに、子どもの行動を分析し、個別の対応や他の生徒とのかかわりについて、共通理解を図った。

### 〈共通理解の内容〉

\*予測できないことや変化に対して苦痛を感じることも多いので、前もって予定を伝えたり、変更する場合は本人に明確に伝えたりする。

\*曖昧な表現や言外の意味を理解することが苦手なので、そのことを周囲がよく理解して対応する。

学校と家庭が同じ視点で子どもをとらえ、かかわることができるようになったため、子どもが混乱せずに行動できることが多くなった。